

地域連携周産期支援事業費（産科施設）補助金交付要綱

（通則）

第1条 令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」に係る別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下「緊急支援事業実施要綱」という。）の規定に基づき実施する地域連携周産期支援事業費（産科施設）補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる医療機関は、次のすべての要件を満たすもの又はこれに準じるものと知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- （1）令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- （2）令和6年度において分娩を取り扱っていないこと。
- （3）県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの補助金等の交付を受ける場合は、交付の対象としない。なお、（1）については、令和6年度に実施する事業に限るものとする。

- （1）平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
- （2）緊急支援事業実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- （1）施設 妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースの設置又は改修等
- （2）設備 妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等の整備

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の算定方法については、それぞれ次のとおりとする。ただし、交付額は厚

生労働省の内示額の状況により、決定することがあるものとする。また、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 施設 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和8年3月31日までの間に新築、増改築及び改修に着手している場合に交付するものとし、その交付額は、次のア及びイにより算出された額とする。

ア 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 設備 次のア及びイにより算出された額とする。

ア 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金交付申請書等及び提出期限)

第6条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事は、第6条第2項により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日(交付決定日以前に当該事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1箇月を経過した日)又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第11条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)で価格が単価30万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
 - 4 補助事業者は、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保管)

- 第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算し

て5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第12条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第9号により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに）、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 16,800 千円	令和 6 年度及び令和 7 年度における産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等)	2 分の 1

別表 2

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり 7,279 千円	令和 6 年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2 分の 1